

岡山市公園施設長寿命化計画

2025年3月 改定
岡山市

1. 都市公園整備状況

(2024 年 4 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
465	1100.52 ha	15.44 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2025 年度～ 2034 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
319	29	15	5	2	0	5	1	4	10	64	1	455

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のうち、公園施設が存在する公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
2,880	903	4,850	1,724	1,298	279	1,089

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
12,378	0	238	25,639

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設を対象に日常点検を行い、点検結果に基づき維持管理（清掃・保守・修繕）を行ってきた。また、遊戯施設については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき毎年1回の定期点検を行い、不具合が確認された場合は、緊急度に応じて対策を実施してきた。

令和元年から「岡山市公園施設長寿命化計画」を策定し、健全度判定、公園種別及び公園施設の利用状況等を考慮した計画的な公園施設の長寿命化に努めてきたが、遊戯施設での事故を受け、近年では、遊戯施設を優先的に対策していることから、策定した長寿命化計画との乖離が生じている。

また、公園台帳をはじめとする公園関係資料の多くは電子化されておらず、管理運営に苦慮している。

③選定理由

当市の計画対象公園は、開園から30年以上経過した公園が約5割を占めており、令和元年度に策定した岡山市公園施設長寿命化計画の対象公園施設を基に「安心して利用できる公園施設の維持」及び「長期的な公園施設のコスト縮減」を行うべき施設を対象とした。

そのため、2022年度から2024年度の3ヵ年で長寿命化計画改定を進めてきており、各年度の内容は次のとおりである。

	内容
2022年度	・遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施と健全度・緊急度判定の実施
2023年度	・遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施と健全度・緊急度判定の実施
2024年度	・全ての公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、2022年度から2023年度の2ヵ年で実施した。

一般施設、遊具、土木構造物、建築物、設備、舗装等

国土交通省『公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】』及び日本公園施設業協会『遊具の安全に関する規準』に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は対象公園施設（25,639施設）のうち、7,701施設について実施した。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（ 5,197 ）	1,453	2,469	828	447	
b. 遊具（ 1,722 ）	177	635	823	87	
c. 土木構造物（ 78 ）	34	25	16	3	
d. 建築物（ 263 ）	15	105	124	19	
e. 設備（ 121 ）	5	56	42	18	
f. 舗装等（ 320 ）	90	198	25	7	
合 計（ 7,701 ）	1,774	3,488	1,858	581	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全度判定を基準に公園種別、施設種別及び経過年数を総合的に判断し、優先順位を決定する。

〈健全度判定の対策基準〉

- ・健全度がA判定またはB判定の施設については、日常点検を通じて的確に修繕もしくは補修を行う。
- ・健全度がC判定の施設については、使用見込み期間に応じて補修もしくは更新を行う。
- ・健全度がD判定の施設については、施設の利用禁止あるいは、緊急的な補修もしくは更新を行う。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (5,197)	711	572	3,914
b. 遊具 (1,722)	907	0	815
c. 土木構造物 (78)	15	4	59
d. 建築物 (263)	73	70	120
e. 設備 (121)	57	3	61
f. 舗装等 (320)	22	10	288
合 計 (7,701)	1,785	659	5,257

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設の日常的な維持管理に取り組んでいくために、都市公園法施行令（第十条：都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）で定められている維持及び修繕基準を基本とし、次のとおり日常的な維持管理に関する方針を定める。

(1) 清掃・保守・修繕

ア. 清掃

ガラス片、石及びコンクリート破片等の支障物があった場合等は、適宜清掃を行う。

イ. 保守

主として消耗部材の定期的な交換、劣化部材の交換、地盤調整及び側板・緩衝材設置等の応急的処置を行う。

ウ. 修繕（機能復旧）

施設の機能低下を防ぐため、劣化状況等を踏まえ、修繕を行う。

(2) 安全点検

ア. 日常点検

主に目視や触診により施設の劣化、破損の有無を確認する。また、劣化等が認められた場合は、その状態に応じて応急処置もしくは使用禁止の措置を行う。

イ. 定期点検

遊具及び設備類（電気工作物、消防設備及び浄化槽等の法令等で定められた施設）については、専門技術者による安全点検を行う。なお、点検頻度については、基準に沿って行う。

また、劣化等が認められた場合は、その状態に応じて応急処置もしくは使用禁止の措置を行う。

ウ. 精密点検

日常点検や定期点検時に変状及び異常を発見した場合は、必要に応じて公園施設の構造及び点検に関する専門的な知見等を有する専門技術者が詳細に点検を行う。

エ. 災害点検

災害後、速やかに公園内の一斉施設点検を行う。特に自然災害後の点検については、トイレ及び水飲み場を重点的に点検を行う。

(3) 管理運営

ア. 管理台帳

3D都市モデル（PLATEAU）を活用し、公園関係資料のデジタル化を行い、一元化を図る。

イ. 運営

デジタル化された台帳を活用し、日常的な維持管理及び長寿命化対策の情報を管理することで効率的な運営を図り、必要経費の低減を図る。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

施設の日常的な維持管理や災害直後の一斉点検、計画的な補修・撤去・更新を行うことにより、施設の安全と機能保全及び長寿命化を図り、必要に応じて長寿命化計画の位置付け及び管理分類型の変更等の見直しを行う。また、併せて必要経費の平準化等によりライフサイクルコストの削減を実現する。

(1) 予防保全型管理施設の基本方針

- ① 日常点検及び維持保全（清掃・保守・修繕）等を行い、公園施設の安全性及び機能保全に努める。
- ② 5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化及び損傷状況等の確認把握を行う。
- ③ 施設の補修・更新については、健全度調査の結果を基に「6. 対策の優先順位の考え方」に順じて長寿命化計画の修正を行う。

【 具体的実施方針 】

- ① 健全度調査をする際に高所作業等を要する施設（体育館等の屋根や壁面）については、ドローン等の最新技術を用いて安全かつ迅速に行う。
- ② 施設の補修・撤去・更新については、健全度による評価基準と緊急度判定に基づき確かつ計画的に行う。
 - ・健全度がA判定またはB判定の施設については、日常点検を通じて的確に修繕もしくは補修を行い、施設の長寿命化を図る。
 - ・健全度がC判定の施設については、使用見込み期間内である場合は、補修を行う。それ以外については、劣化状況に応じて更新を行う。
 - ・健全度がD判定の施設については、施設の利用禁止あるいは、緊急的な補修もしくは更新を行う。
 - ・日常点検、定期点検、災害後の一斉点検により、施設の劣化や損傷及び不具合を速やかに把握する。
 - ・建築物等については、日常点検を通じて保守・修繕に努め、長寿命化計画に基づき適切に補修もしくは更新を行う。
 - ・人工芝で整備されているグラウンドやテニス場については、日常点検を通じて保守・修繕に努め、長寿命化計画に基づき適切に補修もしくは更新を行う。

(2) 事後保全型管理施設の基本方針

- ① 日常点検及び維持保全（清掃・保守・修繕）等を行い、公園施設の安全性及び機能保全に努める。
- ② 使用見込み期間が満了した施設は、損傷状態及び安全性等を確認し、必要に応じて修繕、撤去または更新を行う。

③施設の更新・新設・集約化の基本方針

施設の更新・新設にあたっては、利用状況及び市民ニーズ等を考慮しつつ、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン等の検討を行う。また、限られた予算の中で施設を適正に管理して行くために、利用頻度が低下している施設については、必要性を検討し、集約化等の適正化を図る必要がある。

施設の更新・新設・集約化の検討の際には、3D都市モデルを活用することで効率かつ効果的に行う。

8. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2034 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

今後実施する各種点検及び健全度調査の結果が、策定した長寿命化計画と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

公園の利用状況等を考慮しつつ、公園施設の長寿命化だけではなく、公園の廃止・集約化に向けた検討を実施する予定である。